

審 1609-0138 号

2016 年 10 月 7 日

関係各位

公益財団法人日本サッカー協会  
審判委員会 委員長 小川 佳実

## フットサルにおける無線通信システムの使用について

2014 年 8 月 20 日付け「審 1408-K0124 号-フットサルにおけるテクニカルエリアの使用について」において、「⑤無線通信システム 競技場内における役員とテクニカルスタッフ間の使用は認められる」との通達をしました。

しかしながら、2016/2017 年サッカー競技規則の和訳において、無線通信システムの使用が認められないのは「競技者間、または競技者とテクニカルスタッフとの間」のみではなく、「テクニカルスタッフ間」も含むことが正しい解釈であることが確認され添付のとおり通達されました（現行のフットサル競技規則 2014/15 版も英語表記はサッカーと同様）。

無線通信システムをテクニカルスタッフ間で使用している競技会におかれましては、本通達の適用について周知徹底を図られるようお願いいたします。

### 第 4 条 競技者の用具

#### その他の用具

競技者（交代要員および交代して退いた競技者、退場を命じられた競技者を含む）間、テクニカルスタッフ間、または競技者とテクニカルスタッフとの間のあらゆる形式の電子通信システムの使用は、認められない。

The use of any form of electric communication between players (including substitutes/substituted and sent off players) and/or technical staff is not permitted.

以上